

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年8月26日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表第2 霧島市立佐々木小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

霧島市立佐々木小学校を令和8年3月31日限りで廃校することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。